

深川市出資法人等及び指定管理者情報公開要綱

(趣旨)

第1条 深川市情報公開条例（平成9年深川市条例第37号。以下第13条を除き「条例」という。）第14条に規定する出資法人等の情報公開及び条例第18条に規定する指定管理者の情報公開に係る事務の処理等については、別に定めるものを除き、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(出資法人等及び指定管理者が保有する文書等)

第3条 条例第14条第1項の出資法人等が保有する文書は、平成9年4月1日（同日後に新たに深川市情報公開条例施行規則（平成17年深川市規則第74号）第7条に該当するに至った法人にあつては、当該該当するに至った日）以後に、出資法人等の役員及び職員（以下「職員等」という。）が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録（以下「文書等」という。）であつて、当該出資法人等の職員等が組織的に用いるものとする。

2 条例第18条第1項の指定管理者が保有する文書は、指定管理者の職員等が公の施設の管理を行うに当たって職務上作成し、又は取得した文書等であつて、当該指定管理者の職員等が組織的に用いるものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるものは、保有する文書等から除く。

(公開の申出等)

第4条 出資法人等又は指定管理者が保有する文書等であつて、実施機関が保有していないものの閲覧、写しの交付等の申出（以下「公開申出」という。）をしようとするものは、当該出資法人等又は指定管理者を所管する実施機関（当該出資法人等の行う特定の事務又は事業で他の実施機関が所管するものに係る文書等について公開申出がなされた場合にあつては、当該他の実施機関）に対し、情報公開申出書（別記様式第1号）を提出するものとする。

2 実施機関は、情報公開申出書に形式上の不備があると認めるときは、公開申出をしたものの（以下「公開申出者」という。）に対し、相当の期間を定めてその補正を求めることができる。

3 実施機関は、情報公開申出書の提出があつたときは、直ちに当該出資法人等又は指定管理者に対して公開申出に係る文書等を実施機関に提出するよう求めるものとする。

(文書等の原則公開)

第5条 出資法人等及び指定管理者は、実施機関から公開申出に係る文書等の提出の依頼があつたときは、当該文書等に条例第5条第1項各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、当該公開申出に応じるものとする。

(文書等の一部公開)

第6条 出資法人等及び指定管理者は、公開申出に係る文書等の一部に非公開情報が記録されている場合において、非公開情報に係る部分を容易に区分して除くことができるときは、当該非公開情報に係る部分以外の部分について公開申出に応じるものとする。ただし、当

該非公開情報に係る部分を区分して除くことにより公開申出の趣旨が損なわれることが明らかであるときは、この限りでない。

- 2 公開申出に係る文書等に条例第5条第1項第1号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

（文書等の存否に関する情報）

第7条 公開申出に対し、当該公開申出に係る文書等が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、出資法人等及び指定管理者は、当該文書等の存否を明らかにしないで公開申出を拒否することができる。

（公開申出に対する決定等）

第8条 出資法人等及び指定管理者は、公開申出に係る文書等の全部又は一部を公開するときは、その旨の決定をし、公開申出者に対し、その旨並びに公開をする日時及び場所を書面により通知するものとする。

- 2 出資法人等及び指定管理者は、公開申出に係る文書等の全部を公開しないとき（公開申出に係る文書等を保有していないときを含む。）は、公開しない旨の決定をし、公開申出者に対し、その旨を書面により通知するものとする。

- 3 出資法人等及び指定管理者は、前条の規定により公開申出を拒否するときは、公開申出を拒否する旨の決定をし、公開申出者に対し、その旨を書面により通知するものとする。

- 4 前3項の規定による通知は、情報公開回答書（別記様式第2号）又は文書等の公開申出拒否決定通知書（別記様式第3号）により、実施機関を経由して行うものとする。

（公開決定等の期限）

第9条 出資法人等及び指定管理者は、前条第1項から第3項までの決定（以下「公開決定等」という。）を原則として公開申出があった日の翌日から起算して14日以内に行うものとする。ただし、第4条第2項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 出資法人等及び指定管理者は、やむを得ない理由により前項に規定する期間内に公開決定等を行うことができないときは、公開決定等をすべき期間を、同項に規定する日の満了する日の翌日から起算して30日を限度として延長することができる。この場合において、出資法人等又は指定管理者は、速やかに、公開申出者に対し、延長後の期間及び延長の理由を公開決定等期間延長通知書（別記様式第4号）により、実施機関を経由して通知しなければならない。

（第三者に対する意見書提出の機会の付与）

第10条 公開申出に係る文書等に当該出資法人等又は指定管理者、本市、他の地方公共団体、国及び独立行政法人並びに公開申出者以外のもの（以下「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、出資法人等又は指定管理者は、公開決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、意見照会書（別記様式第5号）により通知して、文書等の公開申出に関する意見書（別記様式第6号。以下「意見書」という。）を提出する機会を与えることができる。

2 出資法人等及び指定管理者は、前項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者がその文書等の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、公開決定をするときは、公開決定の日と公開する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、出資法人等又は指定管理者は、公開決定後直ちに、当該意見書を提出した第三者に対し、公開決定をした旨及びその理由並びに公開する日を文書等の公開申出に対する決定通知書（別記様式第7号）により通知しなければならない。

（文書等の公開の方法）

第11条 文書等の公開は、文書、図画、写真又はフィルムについては閲覧又は写しの交付により、電磁的記録については当該電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧又は写しの交付により、実施機関が行う。

2 実施機関は、前項の規定により文書等を閲覧に供し、又は文書等の写しを交付する場合において、当該文書等の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、その他合理的な理由があるときは、当該文書等を複写したものを閲覧に供し、又はその写しを交付することができる。

（費用の負担）

第12条 前条の規定により文書等の写しの交付を受けるものは、その写しの交付に要する費用を負担するものとする。

（他の制度との調整）

第13条 この要綱は、法令又は条例の規定による閲覧若しくは縦覧又は謄本、抄本その他の写しの交付の対象となる文書等については、適用しない。

（審査の申出等）

第14条 公開申出者は、公開決定等について不服があるときは、当該公開決定等があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、当該公開決定等をした出資法人等又は指定管理者に対し、審査の申出（以下「審査申出」という。）をすることができる。

2 審査申出をしようとするものは、当該公開決定等をした出資法人等又は指定管理者に対し、実施機関を経由して審査申出書（別記様式第8号）を提出するものとする。

3 出資法人等又は指定管理者は、審査申出があったときは、遅滞なく、実施機関と協議し、審査申出回答書（別記様式第9号）により回答するものとする。

（文書等の管理）

第15条 出資法人等及び指定管理者は、この要綱の適正かつ円滑な運用に資するため、文書等を適正に管理するものとする。

（その他）

第16条 この要綱に定めるもののほか、出資法人等及び指定管理者の情報公開に関し必要な事項は、実施機関が別に定める。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。